

## 自立した財政構造への転換

### ア 地方税財政制度の改正要望

歳入の確保や歳出の見直しなど、あらゆる手段を講じて財源確保に取り組んでいきますが、県の取組だけでは限界があります。

国と地方自治体の関係を対等の立場とし、地域のことは地域が解決することができる地域社会をつくっていくためには、権限の移譲や地方税財源の充実強化などが必要となります。

このため、地方税財政制度の改正について、全国知事会等を通じて国に積極的に働きかけるなど、自立した財政構造への転換を目指していきます。

#### (ア) 地方税財源の充実強化

地方の税収が歳出に見合ったものとなるよう、国と地方の税源配分をまずは5：5に是正するとともに、その際には、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築するよう求めています。

#### (イ) 地方交付税制度の改革

地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実するよう求めています。

地方の財源不足の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率の引上げ等によって対応するよう求めています。

#### (ウ) 国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金については、地方財政の自由度・裁量度を高める制度改革となるよう、事業実施に必要な財源の移譲や用途制限のない財源の充実・確保を求めています。

現行の国庫支出金に係る超過負担<sup>1)</sup>は、地方に大きな負担をもたらし、財政運営を圧迫することから、早急に改善するよう求めています。

#### (エ) 直轄事業負担金制度の改革

直轄事業負担金については、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うべき事業は国が全額負担し、地方が行うべき事業は権限と必要な財源を移譲すべきという観点から、制度の廃止を求めています。なお、廃止に当たっては、地方への権限と財源の一体的な移譲を確実に行うよう求めています。

### 【注】

- (1) 超過負担：国庫支出金が交付される事務事業について、地方自治体が現実に支出した額よりも、国庫支出金の交付の基準となった額（国庫補助基本額）が下回る場合において、当該支出額と国庫補助基本額との差額をいう。

< 本県の超過負担額 >（平成 20 年度決算）

超過負担額 35 億 89 百万円

うち警察関係 25 億 72 百万円（空港警備隊費 12 億 22 百万円など）

うち衛生関係 8 億 72 百万円（特定疾患治療研究費 8 億 48 百万円など）